

特別養護老人ホーム伊賀の街料金表

従来型(多床室)

介護保険負担割合 1 割の方

単位:円

介護 度	項目 所得階層	介護サービス費		② 居住費 (日額)	③ 食 費 (日額)	④ (①+②+③) (1日当り)	⑤ ④×30日 (約1ヶ月)	
		単位	①利用者負担 単位数×10.14×0.1					
要 介 護 5	第4段階	847	859	850	1,445	3,154	94,616	
	第3段階			②	370	1,360	2,589	77,666
				①		650	1,879	56,366
	第2段階			370	390	1,619	48,566	
	第1段階			0	300	1,159	34,766	
要 介 護 4	第4段階	780	791	850	1,445	3,086	92,578	
	第3段階			②	370	1,360	2,589	77,666
				①		650	1,879	56,366
	第2段階			370	390	1,551	46,528	
	第1段階			0	300	1,091	32,728	
要 介 護 3	第4段階	712	722	850	1,445	3,017	90,509	
	第3段階			②	370	1,360	2,589	77,666
				①		650	1,879	56,366
	第2段階			370	390	1,482	44,459	
	第1段階			0	300	1,022	30,659	

※ 第1～第3段階の利用料の軽減適用を受ける場合は、介護保険者が発行する「介護保険負担限度額認定書」が必要です。

介護保険負担割合 2・3割負担の方

単位:円

介護 度	項目 負担割合	介護サービス費		② 居住費 (日額)	③ 食 費 (日額)	④ (①+②+③) (1日当り)	⑤ ④×30日
		単位	①利用者負担 単位数×10.14×2割 単位数×10.14×3割				
介 5	2割負担	847	1,718	850	1,445	4,013	120,381
	3割負担		2,577			4,872	146,147
介 4	2割負担	780	1,582	850	1,445	3,877	116,305
	3割負担		2,373			4,668	140,033
介 3	2割負担	712	1,444	850	1,445	3,739	112,168
	3割負担		2,166			4,461	133,827

※ 介護保険単価は厚生労働省により、単位数で示されます。利用料金は、伊賀市の場合地域加算により、施設サービスは単位数に「10.14」の係数をかけて(1円未満切り捨て)計算されますので月単位の計算では、若干の誤差が出ますことをご承知おきください。

※ 特養への入所は法令により原則要介護3～5の方が対象です。特別な事情や入所後自立・要支援・要介護1・2と判定された方の費用については別にお問合せ下さい。

介護サービス費に係る加算(抜粋) ※単位表示				
	加算種別	概略内容	単位/日	備考
施設に 係る 加算	日常生活支援加算(Ⅰ)	重度要介護者等の割合が高い場合の体制	46	
	看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師1名以上配置	6	
	栄養ケアマネジメント加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	14	
	夜勤職員配置可算(Ⅱ)	夜間視時間帯の職員数の充実	27	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護・介護職員の75%が常勤職員である	6	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	直接処遇職員の30%が勤続3年以上である	6	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護員の処遇改善算定条件が満たされていること	所定単位数の8.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護員等の処遇改善算定条件が満たされていること	所定単位数の2.3%	
該 当 者 の み の 加 算	初期加算	入所後及び長期入院後30日間の施設生活に慣れるため	30	
	外泊時加算	外泊(入院を含む)時に月に6日まで	246	
	安全管理体制加算	入居時1回のみ	20	
	個別機能訓練加算	機能訓練が理学療法士等により計画的に行われている	12	
	退所前訪問相談加算	入所中に居宅訪問し居宅サービス等の相談援助	460	2回限り
	退所後訪問相談加算	退所後の相談援助を行った場合	460	1回限り
	退所時相談援助加算	退所後2週間以内に居宅サービス事業所等への情報提供	400	1回限り
	退所前連携加算	居宅介護支援事業者等に文書で情報提供した場合	500	1回限り
	在宅復帰支援機能加算	在宅復帰の際に居宅サービス事業者に情報提供等	10	
	療養食加算	医師が発行した事せんに基づき管理栄養士が管理	23	
	看取り加算	同意を得て看取りを行っている	72	死亡31日前 ～45日前
	看取り加算(Ⅰ)	同意を得て看取りを行っている	144	死亡6日前 ～30日前
	看取り加算(Ⅱ)	同意を得て看取りを行っている	680	死亡日以前 4日間
	看取り加算(Ⅲ)	同意を得て看取りを行っている	1280	死亡当日

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になる事があります。